

判決年月日	平成 2 2 年 7 月 1 4 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10412号		
○ 部材の載置を目的とする凸部の形成自体が周知であったとしても，露の垂れを防止する機能について記載も示唆もない以上，炊飯器の露溜まりの溝部に換えて，凸部を形成して露の垂れを防止する構成とすることは，当業者といえども容易に想到することはできない			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件は，発明の名称を「炊飯器」とする特許の特許権者である原告らが，被告の無効審判請求に対しされた無効審決の取消しを求める事案である。本件審決の理由は，要するに，本件発明は，引用例 1 に記載された発明（引用発明 1）等に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものであるから，本件発明に係る特許は，特許法 2 9 条 2 項の規定に違反してされたものである，というものである。原告らは，取消事由として，相違点についての判断の誤り等を主張した。

本判決は，以下のとおり，本件発明と引用発明 1 との相違点 3（露の垂れを防止する構成について，本件発明では，フランジ部と対向する位置で内鍋内面方向に前記内鍋の厚みを厚くすることにより凸部が形成されているのに対し，引用発明 1 では，フランジ部の水平部から内鍋の内方に延設して露溜まりの溝部を形成している点）についての判断が誤りであるとして，本件審決を取り消した。

「従来，陶磁器製の加熱調理器において，鍋の上部開口部外縁の，蓋が載置される平坦部と同じ高さ位置で，鍋の内面方向に鍋の厚みを厚くすることにより凸部を形成すること自体は，周知であったとしても，内鍋内面方向の凸部によって露を溜め，露の垂れを防止するという機能があることを記載した証拠はなく，これを示唆するものもない。加熱調理器において，内鍋内面方向に凸部を形成することは，蓋等の部材の載置を目的とするのが通常であり，蓋等の部材の載置を目的とする凸部の形成自体が周知であったとしても，フランジ部との関係や課題との関係では，何ら示唆がない。…蓋の載置を目的とする凸部が露等を溜める効果をも奏することが当業者にとって自明であるとはできない。本件発明において，露の垂れを防止することを目的として内鍋内面方向に凸部を形成することは，従来のものと目的を異にするものである。

…本件発明は，引用発明 1 に係る金属材質の炊飯器内鍋構造をセラミックに変更し，蓋パッキンに付いた露の垂れを遮断する凸部を形成するものであるところ，別の目的で設けられている凸部を開示しているにすぎない周知例 1 ないし 3 等をもって，露の垂れを防止する構成とする動機付けがあるとはいえない。…蓋の載置を目的とする凸部の形成自体が

周知であったとしても、フランジ部との関係や課題との関係で何ら示唆がない以上、金属の内鍋を用いた、異なる露垂れを防止する構造の引用発明 1 から出発して、内鍋材質と凸部の具体的位置及び構造を変更して、内鍋内面方向に内鍋の厚みを厚くすることにより凸部を形成することは、技術常識を参酌してもなお通常の創作能力の発揮を越えるものといわざるを得ない。

よって、引用発明 1 のフランジ部の水平部から内鍋の内方に延設して露溜まりの溝部を形成している構成を、フランジ部と対向する位置で内鍋内面方向に前記内鍋の厚みを厚くすることにより凸部を形成して露の垂れを防止する構成とすることは、当業者といえども容易に想到することはできないというべきである。

したがって、引用発明 1 に周知技術を適用して相違点 3 に係る構成を想到することが、当業者にとって容易であるとした本件審決の判断は、誤りといわなければならない。」